

境港市人権施策推進指針(第2次改定版)

第1章 基本的な考え方

1 改定の趣旨

市では、人権施策の基本的な理念、方針を明らかにするとともに、その実現に向けて、分野別施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17(2005)年1月、「境港市人権施策推進指針」を策定し、子ども、男女共同参画、同和問題、高齢者、障がいのある人など、さまざまな人権課題の解決に向けて施策を推進してきました。

その後、指針の方向性は継承したうえで、新たな課題への対応を含め、人権施策を総合的かつ効果的に推進していくために平成22(2010)年に本指針を改定したところですが、このたび、年月の経過による社会情勢や各種制度の変化、新たに認識の高まった課題などへ対応し、現在の指針の「一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり」に向けた基本理念・方針や方向性は引き続き継承したうえで、人権施策のより一層の推進を図るための見直しを行います。

2 人権を取り巻く状況

国連は、「人権」を国際的な問題として位置づけ、昭和23(1948)年に「世界人権宣言」を採択、続いて昭和40(1965)年に「人種差別撤廃条約」、平成元(1989)年に「児童の権利に関する条約」など、多くの人権尊重に関する条約を採択し、平成6(1994)年の総会では、あらゆる人権問題の解決に向けた教育や啓発を推進し、世界のあらゆる国や地域において、人権という普遍的文化の創造をめざす国際的な取組として、「人権教育のための国連10年」を採択しました。さらに平成16(2004)年の総会では、その取組を継承する「人権教育のための世界計画」を採択、平成18(2006)年に「障害者の権利に関する条約」、「強制失踪条約」を採択するなど、21世紀を「人権の世紀」とする取組が推進されています。

一方、我が国においては、こうした人権を尊重する国際的な流れの中であって、平成8(1996)年制定の「人権擁護施策推進法」のもと、人権の確立に向け国連の活動とも連携しながら幅広い人権擁護に関する取組が展開されてきています。さらに、法律を契機として、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務として「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」ことが定められ、同法に基づき、平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。また、近年は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」の制定や、「障害者基本法」の一部改正など個別の人権関係法の整備がなされています。

鳥取県においても、平成8(1996)年に全国に先駆けて「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成9(1997)年に「鳥取県人権施策基本方針」を、平成11(1999)年に「人権教

育のための国連10年鳥取県行動計画」、平成16年には「鳥取県人権施策基本方針（改訂版）」を、平成22年（2010年）には「鳥取県人権施策基本方針（第2次改訂版）」を策定、平成21（2009）年から人権相談を発展させた「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」をスタートさせるなど、総合的な取組が進められています。

境港市では、平成3（1991）年に「人権尊重都市宣言」を行い、さまざまな人権問題を解決していく決意をし、市行政の各分野において問題の解決に向け取組を行ってきました。

しかしながら、人権に関する問題が存在し、人権尊重の意識や精神が十分に定着したとは言い切れない状況の中、平成7（1995）年には「境港市から差別をなくす条例」を制定し、人権に関する諸問題の解決をめざしてきました。さらに、平成17（2005）年に「境港市人権施策推進指針」を、平成22（2010）年には「境港市人権施策推進指針（改定版）」を策定し、分野別の施策を総合的かつ計画的に推進する取組を進めています。

組織体制としては、平成15（2003）年には人権問題の総合窓口と調整機能を持つ「人権政策課」を設置、平成19（2007）年には機構改革により地域振興課内に人権政策室を設置しています。また、部落問題の正しい認識と差別からの解放をめざして、昭和47（1972）年から活動を展開してきた「境港市同和教育推進協議会」を平成15（2003）年に「境港市人権・同和教育推進協議会」に改称、平成20（2008）年に「境港市人権教育推進協議会」に再び改称して、人権全般の問題解決をめざしています。

3 指針の性格・目的

この指針は、「境港市から差別をなくす条例」に基づき、21世紀が「人権の世紀」となるよう、市民一人ひとりの人権が尊重されるための方針とその具体策を定め、市の取組はもとより、市民や事業者、市民活動団体及び教育関係者などに対して理解や協力を求めながら、自主的かつ積極的な活動を促すことを目的としています。

4 指針の構成

この指針は、以下のとおり、基本構想と基本計画で構成します。

（1）基本構想

人権に関する施策の基本理念、基本方針を定めたものです。

（2）基本計画

基本構想を実現するために、分野別に諸施策を定めたものです。

5 指針の推進期間

この指針の推進期間は、平成26（2014）年度から平成30（2019）年度までの5年間とします。

なお、この期間の満了後においても、その成果を踏まえ、国、県、関係機関及び市民とともに取組を継続します。

第2章 基本構想

1 基本理念

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」という「人類普遍の原理」をうたった世界人権宣言や「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」とする日本国憲法の理念の実現に向け、境港市では平成3（1991）年9月に「人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重のための諸施策の展開を図ってきました。

しかし、私たちのまわりには、同和問題、子どものいじめや虐待の問題、男女間における暴力や性的嫌がらせ、障がいのある人や外国人への差別、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害など、さまざまな人権問題が存在し、人権尊重の意識や精神が十分に定着したとは言い切れない状況にあります。

こうした人権問題の解決には、人権教育・啓発の果たす割合は大きく、市民がさまざまな人権問題について正しい理解と認識を得ることができるよう、その取組を充実していかなければなりません。

そのため、境港市では、人権意識の高揚を図るため、市職員全員を対象とした研修をはじめ、市民や事業者への啓発として小地域懇談会や人権問題講演会の開催、街頭啓発、市広報紙への掲載、就学前教育・学校教育・社会教育の場においての人権教育など、広範囲にわたる取組を実施しています。

一方、人権尊重の理念を実効あるものにするため、平成7（1995）年3月には「境港市から差別をなくす条例」を制定しました。

しかしながら、鳥取県内では差別落書きや差別発言など、差別事象が絶ちません。また、平成23（2011）年に鳥取県が実施した「鳥取県人権意識調査」の結果をみても、同和地区や障がいのある人、外国人、女性に関することなどに対して、人々の意識や社会のしくみに差別や偏見が依然として残っており、いまだ解消されていない状況にあるといえます。

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎えた今日、人権意識の高揚を推進し、人権が尊重される境港市をつくるためには、市民、事業者、県など関係機関と連携・協力しながら、人権尊重都市宣言の趣旨に基づいた、人権施策の総合的な推進に取り組むことが必要であります。

以上のような課題を踏まえ、人権教育・啓発などの人権施策を推進し、人権が尊重されるまちづくりとしての環境整備を図るとともに、市民及び事業者、市民活動団体、教育関係者の自主的活動への支援・協力をを行い、「人権の世紀」にふさわしい「一人ひとりの人権が尊重されるまち・境港市」の実現をめざします。

2 基本方針

私たちはだれもが自らの幸福を願っていますが、そのことを実現するには他の人々とともに生き、活かし合う関係がなければなりません。お互いの立場や気持ちを理解することが、自らの幸せにもつながっていきます。この指針では、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよいまちづくりをめざして、基本方針を次のとおり設定します。

(1) 人権啓発の推進

<現状と課題>

境港市では、すべての市民が人権問題について正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚が図れるよう、平成3（1991）年9月に「人権尊重都市宣言」を行い、平成7（1995）年3月には「境港市から差別をなくす条例」を制定し、人権問題に関する講演会の開催、広報紙、啓発冊子などの広報活動、街頭啓発、市民・職員研修の実施、公民館活動などを通じた啓発を推進しています。

しかし、同和問題や女性、障がいのある人、外国人などに対する差別意識はいまだ存在し、また、犯罪被害者やその家族への中傷やプライバシー侵害、性的指向や性同一性障がいを理由とする偏見などが顕在化しており、人権意識の向上に向けた活動を幅広く展開していく必要があります。

<推進方針>

すべての人々の人権が尊重される社会の実現には、一人ひとりが自分の課題として人権尊重について考え、理解を深めていくことが大切です。

そのためには、市民が興味・関心の持てる講演会の開催や、地域に密着したきめ細かな啓発活動が展開できるよう地域での指導者の育成を図るとともに、国・県・市民活動団体などと連携・協力をし、市民の人権意識の高揚につながる施策を総合的に推進していきます。

(2) 人権教育の推進

<現状と課題>

平和で平等な社会の実現は、すべての人々の共通の願いであり、「人権尊重」は、世界を平和で豊かなものにしていくための重要なテーマです。

鳥取県では、すべての県民が、現在はもちろん将来も明るく生き生きと暮らせる社会づくりをめざし、平成8（1996）年に全国に先駆けて「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成9（1997）年に「鳥取県人権施策基本方針」を平成11（1999）年に「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画」を、平成22年（2010年）には「鳥取県人権施策基本方針（第2次改訂版）」を策定し、県内全域での取組を進めてきました。

境港市での取組は、鳥取県の基本方針や行動計画に沿って、研修・講演会等を開催してきましたが、人権問題は地域の実情も踏まえ、施策を推進することが必要です。そのため、実情の把握に努め、人権教育を推進します。

<推進方針>

人権教育の推進を図るには、世界的潮流や国及び県の人権施策の取組を把握するとともに、さまざまな人権問題の解決をめざすことを前提とすることが必要です。これまでの成果を踏まえ、幅広く人権教育の推進を図ります。

就学前教育・学校教育では、保育所、幼稚園、学校の教育目標に、一人ひとりの人権が尊重されることを位置づけ、人権問題を自分自身のこととして受け止め、主体的に人権を尊重し、行動する子どもの育成に努めます。

また、地域における社会教育では、市民が主体的に参加できるよう、地域での学習会や取組を工夫することによって、市民の人権問題の正しい理解と認識が深められ、一人ひとりの人権が尊重される地域づくりに努めます。

(3) 相談・支援体制の充実

<現状と課題>

境港市では、さまざまな市民相談に対応できるよう相談業務の充実を図ってきました。人権に関する相談については、「人権相談」「心配ごと相談」「行政相談」「法律相談」などを定期的に開設するとともに、日常的には家庭児童相談員・婦人相談員などを配置し、相談を受け付けています。また、必要に応じて法務局や県、家庭裁判所、児童相談所などと連携しながら対応しています。

しかし、人権に関する相談業務は、専門的な知識が必要な場合が多く、それぞれの相談では対応しきれない状況もあります。このことから相談業務に対する体制づくりと、国・県の専門機関との一層の連携を図る必要があります。

また、国が検討を進める人権救済機関の設置などについても、動向を見極めながら対応する必要があります。

<推進方針>

幅広い人権相談に対応するために、人権相談体制の充実を図るとともに、職員の資質の向上に努めながら、法務局や県、裁判所、児童相談所、婦人相談所など国・県の関係機関との連携を密にし、対応能力の向上を図ります。また、市民に対しては、気軽に相談できるよう相談業務の内容及び支援体制の周知に努めます。

(4) バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

<現状と課題>

境港市では、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進してきていますが、今後とも誰もが安全で快適な市民生活を送ることができるよう、既存の建築物や道路、公園などでのバリアフリー化の整備と新たな整備に当たってはユニバーサルデザインの概念を取り入れて進めていく必要があります。

また、偏見や差別などの心の障壁（バリア）についても、各施策にバリアフリーの視点を取り入れていきます。

<推進方針>

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が住みよいまちをめざし、建築物や道路などの物理的障壁、偏見や差別などの心の障壁など、あらゆる面での障壁を取り除くバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った施策の実施に努めます。

（５）市民活動団体との連携の推進

＜現状と課題＞

境港市では、さまざまな市民活動団体が活発に活動を続けています。それぞれの自主的な活動を支援するとともに、連携を深めながら人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

＜推進方針＞

市民一人ひとりの人権が尊重され、共に支え合う心豊かな地域社会の形成をめざすため、地域で活動続ける市民活動団体の育成と支援に努めます。

第３章 基本計画

（分野別の現状と課題及び施策の基本的方向）

１ 男女共同参画

＜現状と課題＞

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているところであり、法制上も男女平等の原則が確立しています。

昭和５０（１９７５）年の「国際婦人年」を契機として、昭和５４（１９７９）年には「女子差別撤廃条約」が採択されるなど、女性の地位向上や男女平等をめざす取組が世界的に進められました。

我が国では、高齢化、少子化、国際化の進展など、社会情勢の変化やライフスタイルや価値観などの変化に伴い、昭和６０（１９８５）年に「男女雇用機会均等法」を制定、平成１１（１９９９）年には「男女共同参画社会基本法」を施行し、同法に基づき平成１２（２０００）年に策定された「男女共同参画基本計画」は平成２２（２０１０）年には第３次基本計画が策定され、あらゆる分野において男女の共同参画に向けたさまざまな取組がなされています。

また、平成１２（２０００）年に「ストーカー行為の規制等に関する法律」、平成１３（２００１）年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行され、その後改正が行われるなど、女性に対する暴力の防止についての取組も推進されています。

境港市では、平成１１（１９９９）年に「境港市女性行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進してきました。平成１５（２００３）年から境東地区学習等供用施設「なぎさ会館」の施設運営を境港市女性団体連絡協議会に委託、同事務室を「境港市男女共同参画センター」としてスタートさせました。

平成１７（２００５）年には、これまでの女性行動計画を見直し、「境港市男女共同参画推進計画」を策定、平成２４（２０１２）年には、男女共同参画に関する基本理念や市、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者の責務を定めた「境港市男女共同参画推進条例」を施行しました。平成２５（２０１３）年には「第２次境港市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、市と市民等が協働し、「心豊かで活力ある男女共同参画のまち」をめざして取組を進めているところです。

1 しかし、平成24（2012）年に実施した「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「家庭」、「職場」、「政治・行政」ではおよそ6割の人が、「社会通念・慣習など」ではおよそ7割の人が「男性が優遇」または「どちらかというとな性が優遇」と回答しています。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人が男性で4割を超えており、人々の意識の中に形成された男女の役割分担意識は、今なお根強く残っていることがうかがえます。

また、就職や職場での差別待遇や仕事と家庭の両立の問題、女性に対する暴力など、日常生活のあらゆる場面で男女平等が実現していない状況が見られます。

<施策の基本的方向>

①男女共同参画社会の実現に向けて広報、啓発活動を推進

- ・男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、豊かな社会生活を営むために、家庭、地域及び職場などで、男女平等意識や女性問題について理解を深めるため、広報、啓発活動を進めます。
- ・男女共同参画センターを拠点に、各種研修会の実施や情報提供などで、意識の高揚に努めます。

②男女共同参画の理解を促進

- ・保育所・幼稚園及び学校生活を通じて、性別にとらわれない個性をはぐくむ教育を行うとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、地域、職場などあらゆる機会を通じて男女共同参画の意義や必要性について理解を促進します。

③社会活動への参加を推進

- ・男女がともに豊かに暮らせる社会を築くため、女性の視点や意見が反映できるように、審議会や委員会等の政策決定の場へ女性の登用を進めます。
- ・地域活動への参加意識を高めるため、研修会等の開催に努めます。
- ・地域活動での方針立案・決定過程への女性の参画を促進します。
- ・地域でのさまざまな活動に、男女がともに参画できるように努めます。

④雇用環境の整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進

- ・男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、さまざまな情報提供や就業機会の拡大に努めます。
- ・就業を継続するために、育児・介護休業法の周知に努めます。
- ・家庭生活と就業が両立するよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

⑤女性に対する暴力の防止及び相談・支援体制の充実

- ・女性に対するセクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力（DV）の根絶のために、啓発活動を促進するとともに、さまざまな悩みに迅速に対応できるよう、公的関係機関や民間支援団体との連携を図り、相談業務体制の充実に努めるとともに、緊急避難や生活支援など、具体的な解決に取り組みます。
- ・各種相談業務との相互の連携で、問題解決に向けた取組を推進します。

2 子ども

<現状と課題>

昭和34（1959）年の国連総会で「児童の権利に関する宣言」が採択され、20周年を記念し、昭和54（1979）年を国連児童年と設定しました。そして、10年後の平成元（1989）年の国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国でも平成6（1994）年に批准し、その中に子どもを「保護の対象」から「権利行使の主体」として位置づけ、「子どもの最善の利益」が優先されるように、社会全体で努力する必要性を明記しています。

しかし、子どもたちの間における「いじめ」は依然として全国各地で発生しています。近年、スマートフォンなどの普及で子どもにもインターネットは非常に身近な存在となっていますが、その匿名性や情報発信の容易さから、様々な問題が発生し、「いじめ」が深刻化する一つの要因にもなっています。また、子どもが犯罪の被害に遭ったり、加害者となる事例が相次いで発生しています。

児童買春や性的虐待、インターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童の商業的性的搾取の問題が深刻化していることや、保護者による虐待行為など、児童の心身・人格の形成に重大な影響を与える事件も後を絶ちません。

このような状況のもと、平成25（2013）年には「いじめ防止対策推進法」が制定され、平成11（1999）年に制定された「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」や平成12（2000）年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」は累次の改正が行われています。

境港市では、平成9（1997）年に「夢みなと子育て支援計画（境港市エンゼルプラン）」を策定し、子育て支援のための施策を総合的かつ効果的に推進するようその方向性を定め、着実な取組を進めてきました。中でも、平成15（2003）年に設置した「境港市こども支援センター」は、既存の地域子育て支援センターや児童発達相談センター、ファミリー・サポート・センターを1箇所を集約し、総合的な相談・育成体制の充実を図ったものであります。また、平成16（2004）年には、次世代育成支援対策推進法に基づく「境港市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成22（2010）年にはこれを改定し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、地域社会全体での総合的な取組を進めています。

今後とも、人権尊重を基盤においた学校教育、保育の推進はもとより、いじめ、不登校、虐待などに対する取組など、家庭、地域、学校などと一体となって子どもの人権を大切にする社会環境づくりを進めていくことが必要です。

<施策の基本的方向>

①子育て支援や児童虐待防止などに対する取組を推進

- ・急速な勢いで少子化が進むと同時にさまざまな社会的状況や環境が変化する中、子育てに対する不安や困難さも増してきています。家庭児童相談室や地域子育て支援センターでの子育て相談、学校でのスクールカウンセラーの配置、地域や関係機関の連携強化など総合的な取組を進めていきます。

- ・児童虐待の早期発見と未然防止に向け、家庭児童相談員や主任児童委員、保育所、幼稚園、学校、病院、児童相談所、警察など関係者・関係機関の連携を深めていきます。
- ・子どもの人権尊重の意義について、機会をとらえて啓発に努めます。

②いじめや不登校などに対する取組を推進

- ・子ども一人ひとりの自己肯定感を高めるとともに、いじめを許さない態度や命の大切さ、友達を思いやる心を育む教育をさらに進め、すべての子どもが生き生きとし、毎日を健康で心豊かに学べる環境づくりに努めます。
- ・家庭や地域、学校、児童相談所、家庭児童相談室、警察など関係者・関係機関の連携強化を図るとともに、スクールカウンセラーや加配教諭などの配置により、相談体制の充実を図り、いじめや不登校などの問題解決に努めます。

③子育てをしやすい環境づくりを推進

- ・子育てがしやすい社会を構築するため、市民活動団体や事業所などが、子どもの人権尊重の視点に立ち、それぞれの立場で子育て支援の取組ができるよう、環境整備を進めます。

④子どもが伸び伸びと生活できる環境づくりを推進

- ・子どもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向け、学校、家庭、地域社会が連携して、子どもの視点に立った取組を進めます。

3 高齢者

<現状と課題>

我が国における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、日本社会の高齢化は極めて急速に進んでいます。平成25(2013)年には総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が25%を超え、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が益々増加し、介助や介護を必要とする高齢者が増えてきています。

こうした中で、高齢者に対する心理的・身体的虐待や介護放棄、また悪徳商法や振り込め詐欺など高齢者の人権問題が社会問題となっています。

人口の高齢化が一層進展する中で、高齢者自身の社会参加への取組に加えて、若い人をはじめとする周囲の人々の高齢者に対する誤った先入観や固定観念を払拭し、高齢者がこれまで以上に個人として尊重されることが重要です。

我が国では、平成7(1995)年に「高齢社会対策基本法」が、平成17(2005)年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されるなど、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいを持って暮らせる社会の実現に向けて、諸施策を講じています。

境港市においては、平成5(1993)年に「境港市老人保健福祉計画」を策定し、高齢者介護サービスの基盤整備を総合的に進めてきましたが、平成12(2000)年には「老人保健福祉計画」と介護保険運営の基となる「介護保険事業計画」を一体的にした計画を策定し、高齢者の生活全般を支援する体制づくりを進めています。また、「ふれあいの家事業」など特色のある事業にも取り組み、大きな

成果を上げています。

今後においても、高齢者が人生の最後まで個人として尊重され、その人らしい生活を自分の意志で送ることを可能とする「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現をめざす必要があります。

<施策の基本的方向>

①高齢者の生きがいと自立を支援

- ・高齢者が知識や経験、技能を活かし、いきいきとした生活が送れるよう、シルバー人材センターによる就労の支援を行うとともに、ハローワーク（公共職業安定所）と連携しての雇用環境の充実に努めます。
- ・住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送るため、福祉ボランティア活動や老人クラブ活動への参加を推進し、自らも社会の一員として貢献することの意義を伝えます。
- ・潤いと生きがいのある豊かな生活が送れるよう、教養・スポーツ・文化活動などに参加できる機会の充実に図ります。
- ・高齢期に健康な生活が送れるよう、壮年期からの「健康づくり」を進めるとともに、寝たきりにならない施策を推進します。

②高齢者の健康と福祉を充実

- ・高齢者がより多くの選択肢から介護サービスなどの福祉サービスを選択できるよう、総合的なサービス提供に努めます。
- ・住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、公共施設や住環境におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施策を推進します。
- ・認知症高齢者を対象としたグループホームなど、高齢者施策を推進します。

③相談・広報体制を充実

- ・要介護者の家族が気軽に相談できるよう、地域包括支援センターなど関係機関と連携しながら相談体制の充実に努めるとともに、認知症予防、介護知識の普及・啓発、情報提供など介護家族への支援を進めます。
- ・民生児童委員や地区社会福祉協議会などを通じて、一人暮らしの高齢者の生活実態を把握し、適切な対応を進めます。
- ・高齢者に対する悪徳商法や振り込め詐欺などについて、広報紙などで周知し、被害防止の啓発を図ります。

④高齢者の権利擁護の推進

- ・認知症高齢者など判断能力に不安のある高齢者が安心して地域社会で生活できるよう、成年後見制度の普及・啓発や制度の利用を推進します。

4 障がいのある人

<現状と課題>

昭和56（1981）年の「国際障害者年」を契機として、世界各国において障がいのある人の「完

全参加と平等」の実現に向けた取組が推進されてきました。

我が国では、平成5（1993）年に決定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」に基づき、「ノーマライゼーション」を基本理念の一つとする障がい者施策が進められてきました。平成23（2011）年には「障害者基本法」が一部改正され、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現が掲げられ、様々な取組が推進されています。

境港市では、平成9（1997）年に障がいのある人の住みよい福祉環境づくりに向け、「境港市障害者福祉計画」を策定、平成16（2004）年には「境港市地域福祉計画」を策定し、各施策を実施しています。

しかしながら、「共生社会」の実現には、いまださまざまな障壁があり、障がいのある人に対する誤った認識や偏見からくる差別も依然として残っています。

今後も引き続き、啓発・教育・ボランティア活動などを推進していくとともに、障がいのある人に対する心の障壁を取り除くための交流の場や行事などの機会を通じて理解と認識を深め、障がいのある人が安心して生活できるまちづくりを推進していく必要があります。

<施策の基本的方向>

①障がいに関する啓発の推進

- ・障がいのある人に対する理解と認識が深められるよう、交流を目的とした行事を通じて、心の障壁（バリア）を取り除くための活動を行うとともに、日常的な交流の場の確保に努めます。
- ・障害者基本計画に基づき、総合的な取組を進めます。

②障がいに関する教育を推進

- ・障がいのある人に対する理解と認識を深めるため、保育所、幼稚園、学校を通じてふれあいの場の拡充に努めます。
- ・障害者基本計画に基づき、総合的な取組を進めます。

③ボランティア活動を推進

- ・障がいのある人への理解と協力を図るため、ボランティア活動のしやすい環境整備を進めます。
- ・ボランティア活動の情報提供、NPO活動との連携や側面的支援など、市民の参加意識の高揚に努めます。

④教育・育成を推進

- ・障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るため、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育を可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることができるよう努めます。
- ・障がいに応じた教育を充実するため、指導内容・方法の工夫、教育機器などの整備、施設の改修を行うとともに、教員の特別支援教育に関する研修・研究を深め、教育内容・方法の一層の充実を進めます。
- ・専門療育機関を活用し、障がいの状況に応じた適切な教育、療育指導ができるよう、情報提供と連携を深めます。

⑤職業的自立を推進

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がいのある人の雇用の拡大を促進し、啓発活動に努めます。
- ・小規模作業所などの障がいのある人の福祉的就労の場への支援を行うとともに、社会参加の意義を伝えます。

⑥バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

- ・障がいのある人にとって住みやすい環境となるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設等の整備を促進し、障がいのある人をはじめ、すべての人にとってやさしいまちづくりを推進します。

⑦相談体制の充実

- ・障がいのある人のニーズに応じて適切な行政サービスができるよう、相談体制の充実に努めます。
- ・保健、医療、福祉の窓口において、各種情報の収集に努めるとともに、連携の強化を図り、総合的な相談・助言ができるよう体制を充実します。

5 同和問題

<現状と課題>

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ身分階層構造に基づく差別により、長い年月において、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活のうえでいろいろな差別を受けています。また、インターネット上での差別落書きや「同和地区」の地図の公開、身元調査のための戸籍謄本等の不正取得などの新たな差別事象が発生するなど、我が国固有の重大な人権問題であります。

この問題の解決を図るため、国は地方公共団体等と一体となって、昭和44（1969）年以降の特別措置法に基づき、33年間にわたり地域改善対策に係る関係諸施策を行ってきました。

また、偏見による差別の解消をめざして積極的に啓発活動に取り組んでいるところですが、いまだに差別事象は後を絶ちません。

昭和40（1965）年の同和对策審議会答申は同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘しています。また、平成8（1996）年7月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」とする閣議決定を行い、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「人権教育のための国連10年」との関連において人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進することとしています。

国民一人ひとりが同和問題を自分自身の課題として、その解決に向けて努力していく必要があります。

<施策の基本的方向>

①市民意識の啓発を推進

- ・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、講演会の開催や広報紙・冊

子などによる啓発活動に努めます。

- ・同和問題の解決に向け、公民館での社会教育講座や自治会等の学習会を通じ、偏見や差別意識の解消に努めます。
- ・市職員や教職員が、同和問題を自分自身の問題としてとらえ、その解決に向けて中心的な役割を担うよう研修・学習の充実を図ります。
- ・事業所における研修の充実を図るため、講師の紹介や資料の提供に努めます。

②就学前教育・学校教育での取組を推進

- ・保育所、幼稚園、学校での教育努力目標の一つに、人権教育を位置づけ、差別を許さない意志と行動力のある子どもの育成に取り組みます。
- ・保育協議会や幼・小・中学校の人権教育推進協議会での研修機会の充実を図り、子どもや保護者への学習の機会をつくります。
- ・P T A活動の中で、人権教育・啓発活動を推進するよう、講師の紹介や資料の提供に努めます。

③地域での取組を推進

- ・市民一人ひとりが、同和問題についての理解と認識を深め、自分の問題として自覚できるよう、学習機会の提供及び学習方法の工夫に努めます。
- ・市民活動団体を対象に、学習機会の提供と講師の紹介に努めます。
- ・自治会など地域での学習機会の提供と講師の紹介に努めます。
- ・学習機会を拡充するため、指導者の育成・養成に努めます。

④事業所での取組を推進

- ・公正な採用選考による就職の機会均等の確保と、差別のない明るい職場づくりに向けた啓発活動に努めます。
- ・事業所での学習機会の提供と講師紹介に努めます。

6 外国人

<現状と課題>

平成8（1996）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」が我が国において発効し、人種差別や外国人差別等あらゆる差別の解消のためのさらなる取組が求められています。

しかし、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否などの人権問題が発生していることや、一部の外国人の不法就労や犯罪などで、防犯上の不安を抱き、それが外国人全体に対する偏見や差別につながっていくことが懸念されています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」の広がりも社会問題化しています。

近年、就労や技能向上のための研修、留学、日本人との結婚等で我が国に在留する外国人も増加しており、境港市における外国人登録者数は、平成26年10月末現在で13ヵ国・427人となっています。また、平成13（2001）年に山陰唯一の国際定期航空路線である米子—ソウル便が就航し、平成21（2009）年には韓国・東海とロシア・ウラジオストクを結ぶ定期貨客船航路が開設され、重

要港湾である境港には多くの外国船舶が寄港するなど、外国人の乗客・乗員と市民との交流機会がさらに増えています。

境港市は、友好都市の締結をしている中国・琿春市との相互の交流事業を通して、さらに外国人に対する偏見や差別意識の解消に努め、また、市内在住外国人に対しても同じ地域の一員として、共に生き生きと暮らすことができる多文化共生の社会を推進することが必要です。

<施策の基本的方向>

①相互理解のための学習及び外国人児童に対する教育を充実

- ・子どもたちの外国人との交流機会を増やし、国際的感覚の醸成に努めます。
- ・国際交流員や英語指導助手などを活用して、外国の生活や文化の理解を深め、それらを尊重する考え方を育てます。
- ・在日の韓国及び朝鮮民主主義人民共和国の人々が、日本で暮らすことになった歴史的経緯についての学習機会をつくります。
- ・外国人の児童生徒一人ひとりの実態に応じた学習指導や日本語指導を行うとともに、本人や保護者への教育に関する情報提供を積極的に行います。

②外国との交流事業を推進

- ・境港市との友好都市である中国の琿春市との交流事業の中から、互いの国の良さを認め、共に生きようとする意識の高揚を図ります。
- ・国際貿易港・境港を訪れる外国船舶の乗客・乗員との交流機会を通じ、国際感覚を育成します。

③外国人に優しいまちづくりを推進

- ・在日外国人や訪れた外国人が困らないよう、公共施設や観光案内板、道路標識などに外国語併記をすることを進めます。
- ・外国の観光客のためのガイドブックなどを作成し、情報提供に努めます。

7 その他の人権課題

<現状と課題>

近年、価値観の多様化や情報化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じています。あるいは、人権意識の高まりや当事者の取組などにより、改めて顕在化した人権課題があります。

H I V感染者やハンセン病患者、難病患者等に対する誤った知識や偏見などによる差別、アイヌの人々に対する就職や結婚差別、刑を終えて出所した人への偏見や就職差別、犯罪被害者やその家族への中傷やプライバシー侵害、インターネットを悪用した個人の名誉やプライバシーの侵害、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害、非正規雇用等による生活困窮者の生活保障、性的マイノリティへの偏見や差別、東日本大震災に起因する差別など、さまざまな人権問題が存在しています。

これらの問題は、人権尊重の意識が日常生活に根付いていないことを示すものであり、誤った知識や偏見による嫌がらせ・差別の根本的解決の難しさを示しています。これらの人権侵害を防ぎ、支援・救

済するためには、法整備や社会全体の理解を醸成する必要があります。

境港市では、平成11（1999）年に「境港市個人情報保護条例」を制定し、市が保有する個人情報について厳正な管理に努めています。

いずれにせよ、さまざまな人権問題に適切に対応するには、市職員研修をはじめ、市民への啓発活動の徹底を図ることが必要です。

<施策の基本的方向>

①市民意識の啓発を推進

- ・H I V感染者、ハンセン病、難病患者の人やアイヌの人々に対する偏見や差別の解消に加え、刑を終えて出所した人への偏見や就職差別、犯罪被害者やその家族への中傷やプライバシー侵害、インターネット上での誹謗中傷や差別落書き、非正規雇用等による生活困窮者の生活保障や自立支援、性的指向や性同一性障がいを理由とした偏見や差別、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権侵害問題、東日本大震災において原発事故に被災した人に対する風評に基づく差別的取扱いなど、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消をめざし、講演会の開催や広報紙・冊子による総合的な啓発活動に努めます。
- ・市職員や教職員が啓発の担い手となるよう、研修の内容の充実を進めます。

②人権教育を推進

- ・子どもたちの発達段階に応じて、さまざまな人権問題を正しく認識する教育を推進します。
- ・人権全般について、社会的な取組を把握し、的確な人権教育の推進に努めます。

第4章 指針の推進体制

1 庁内組織体制の充実

この指針の総合的な推進を図るため、「境港市人権施策推進会議」を中心とした庁内の組織体制の充実を図ります。

2 関係機関との連携

この指針を推進するため、国や県、及び関係機関、関係団体との密接な連携を図ります。

3 市民参画の推進

指針の策定及び改定にあたっては、市民や関係団体の意見を聴き、計画内容に反映するとともに、施策の推進に努めます。

また、境港市男女共同参画推進計画等の人権分野の個別計画については、それぞれに策定懇話会等を設置し、市民参画で策定を進めていきます。